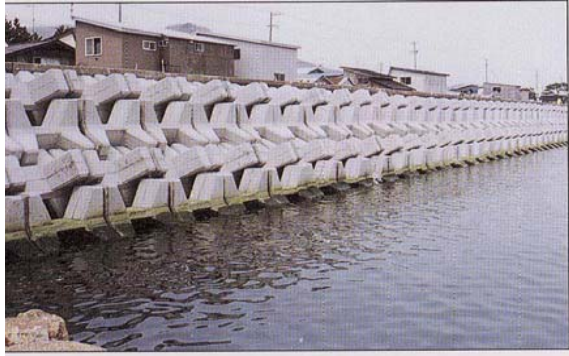


用語の解説

海岸の施設



消波工 青森県外ヶ浜町



堤防 佐賀県東与賀町



緩傾斜堤 富山県入善町



人工リーフ(潜堤) 沖縄県恩納村



離岸堤 長崎県布津町



樋門 岡山県岡山市

【砂浜海岸】

砂や礫でつくられた海岸を砂浜海岸という。さらに砂浜海岸は、粒の大きさ(粒径)が2mm以下の砂が半分以上占める場合を砂浜とよび、逆に2mm以上の礫が半分以上占める場合を礫浜とよんでいる。



【砂浜】



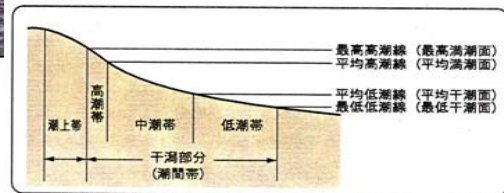
【礫浜】

【干潟】

干潟とは、潮の高い時(高潮時)には冠水している(水の中に沈んでいる)が、潮が引いた低潮時には姿を見せる場所をいう。



● 干潟の断面構造



【岩石海岸】

ごつごつした岩ばかりの海岸を岩石海岸という。



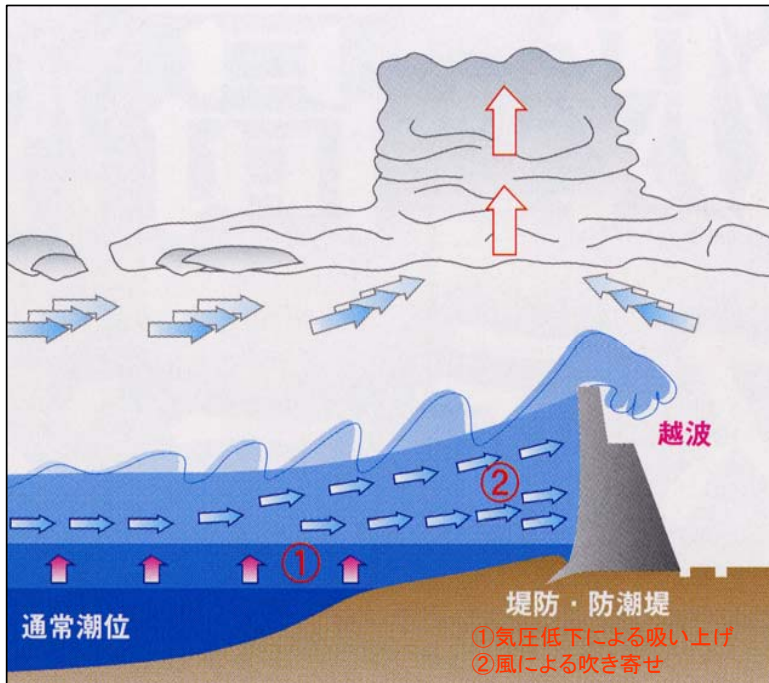
【白砂青松】

白砂青松とは、白い砂と青い松のことであり、白い砂浜と黒松林の青葉との色彩の対比を愛でる海岸風景の形容である。



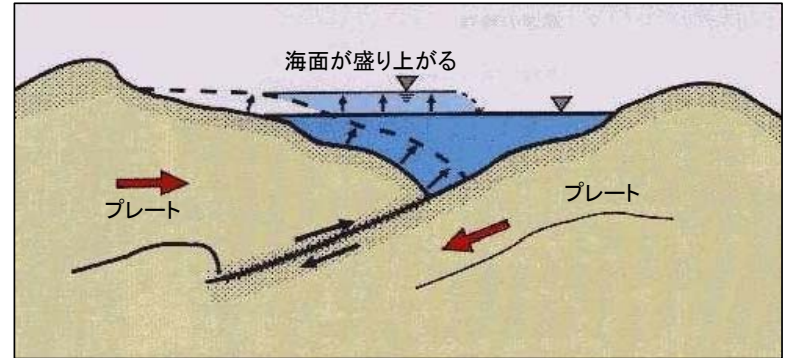
たかしお
【高潮】

高潮とは、台風などの低気圧によって起こる強風や気圧の急変などが原因で海面の高さ(潮位)がいつもより高くなる現象をいう。



【津波】

海底地震等による海底地盤の変異や、地すべりや火山爆発による海岸での山崩れ等が原因で生じる大きな波をいう。



【海岸侵食】

強い波浪等により海岸が侵食されたり、河川等からの砂の供給が少なくなったり、施設等によってその供給が止められたりすることにより、海岸線の砂が少なくなり、最終的にはその砂がなくなることという。

なお、波が海岸に斜めに打ち上がると、海岸付近の砂はその波によって海岸線に沿って流される。このような現象を「沿岸漂砂」という。

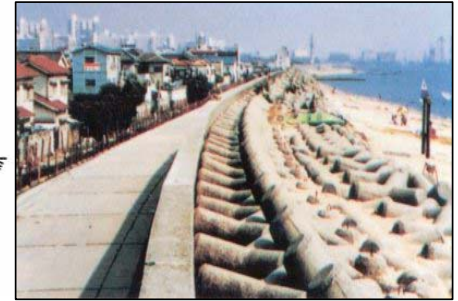
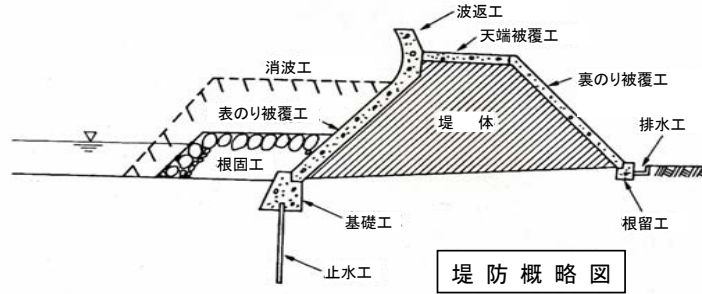


ていぼう

【堤防】

堤防は、土を盛り上げて小山をつくり、この表面をコンクリートなどでコーティングした構造物(施設)をいう。

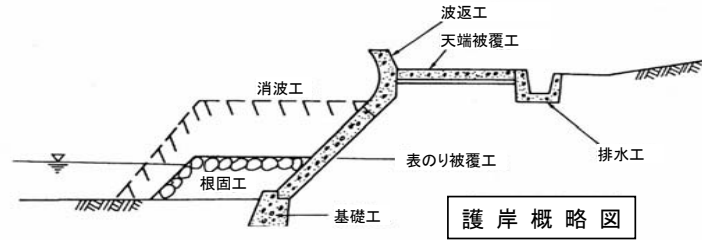
堤防は、高潮や波浪、さらには津波が陸上部に侵入してこないようにつくられる構造物で、また、波の力で海岸が削られることから防いでいる。



ごがん

【護岸】

護岸は、つくられる目的は堤防と同じであるが、堤防のように新たに小山を築くのではなく、今ある海岸線をコンクリートなどでコーティングしたものをいう。

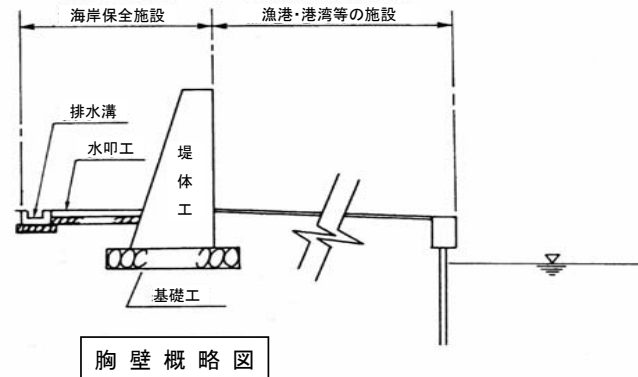


きょうへき

【胸壁】

胸壁は、漁港、港湾等の施設が存在し、海岸線付近に堤防、護岸等を設置することが難しい場合に、漁港等の背後に設置する構造物をいう。

津波、高潮や波浪による海水が陸上部に侵入するのを防いでいる。



とってい

【突堤】

突堤は、一般的には金の延べ棒のような形をしていて、海岸線に直角方向に設置される。このような突堤は、普通1基だけでなく、一定の間隔で数本から数十本設置し、砂が流されるのをくいとめる。また、突堤と突堤の間に流された砂を捕まえて逃げにくくする機能を持っているので、砂浜が広がるという効果もある。

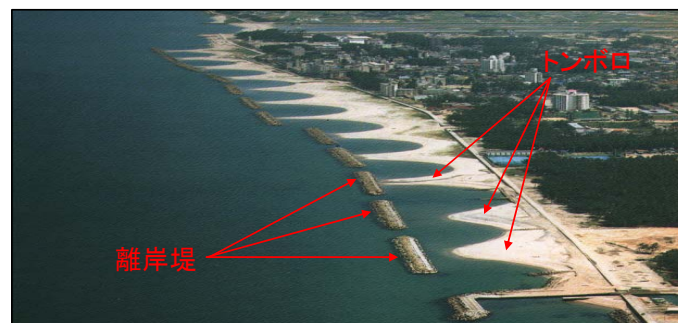


りがんてい

【離岸堤】

離岸堤は、沖合いに海岸線と平行に作られる構造物で、その効果は2つある。

1つは、波を消す機能、あるいは波の勢いを弱める機能で陸上部への波の侵入を食い止める効果がある。もう1つは、海岸の砂が波で沖にとられるのを防ぎ、背後に砂をためる効果がある。



せんてい

【潜堤・人工リーフ】

潜堤・人工リーフは、自然のサンゴ礁を真似た構造物で、海岸付近に幅広い浅瀬をつくるものである。波は水深が浅くなると砕けてその勢いを失うことから、潜堤・人工リーフによってつくられた浅瀬により沖のほうで波が砕けることになる。それにより、波の小さい海域を広く取ることができ、海水浴などに利用しやすくなる。なお、一般に、水面下に没した消波構造物は潜堤と呼ばれるが、潜堤のうち特に天端幅が広く、天端水深を深くとることにより反射率を低く抑えているものを人工リーフという。



【養浜・人工海浜】

養浜とは、波によって海岸の砂が削り取られたような海岸に再び人の手で砂を戻してやる行為をいう。また、その養浜によりつくられた砂浜を人工海浜という。

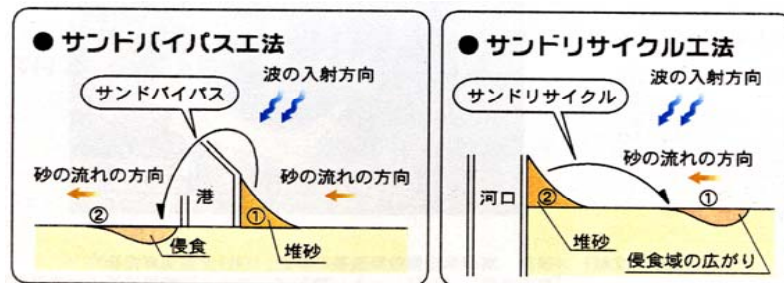
人工海浜の目的には大きく2つあり、1つはなくなった砂浜を元の姿に戻すことで、砂浜が持っている「波を砕く」という機能や生物や植物の生息・生育域としての機能を再び蘇らせるということである。もう1つは、海水浴などの海洋性レクリエーションの場を新たに作り出すということである。

人工海浜は、そのままでは侵食を受け養浜を行なう前の状態に戻ってしまうため、突堤や離岸堤などのように砂が波にとられないようにする補助的な構造物と一緒に作ることによって砂を新たに補給しなくても安定しているものと、定期的に砂を補給し続けること(例えば、サンドバイパス、サンドリサイクル)によってその姿を保っているものがある。

【サンドバイパス、サンドリサイクル】

海岸に港などの構造物がつけられた場合、砂の流れ(漂砂)が港によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する(左図①)。逆に流れの下手にあたる港の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂がこなくなり、流れ出ていくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける(左図②)。そこで、港の上手にたまった砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。

また、右図のように流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている(右図①)場合に、下手海岸にたまった砂(右図②)を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この工法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。



【水門、樋門・樋管】

水門等は高潮や津波から背後地を防護するために河川、排水路、運河などを横切って設けられる防災施設である。また、水門等のうち排水樋門等は潮の干満を利用して地区内の排水を行う通水施設であるとともに、高潮等の異常時には堤防と同じく防災機能を有する施設である。



りくこう

【陸閘】

堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両、人の通行が可能ないように設けた門扉であり、高潮等の異常時には閉鎖し、堤防等と同様の防災機能を有する施設をいう。



【海岸における禁止行為】

海岸法では、次のような行為が禁止されている。

①海岸保全施設などの損傷及び汚損の禁止

現在、4WD等オフロード用自動車などによる利用が盛んになり、砂浜への乗り入れもあちこちで見られる。その際に、護岸などの施設を壊すような事故を起こす恐れがある。このような事故で、施設を壊されると、防災機能が低下し、背後地を津波や高潮から守ることができなくなる。また、自動車や船舶の海岸への放置は、津波や高潮などの災害時には漂流物となり、保全施設に衝突するなどして損傷させる危険性があり、被害を増大させる恐れがある。よって、施設に損傷を与える恐れがある車や船舶の乗り入れ・放置行為は禁止されている。

また、利用者に不快感、嫌悪感を抱かせる、ペンキによる汚損行為も禁止されている。

②油などによる海岸の汚損の禁止

白砂青松に代表される美しい自然環境や動植物の生息生育環境をおかさすような、大量の油の流出、一般廃棄物や産業廃棄物、建築廃材などの投棄を禁止している。

③自動車・船舶の乗り入れ、放置の禁止

海岸には多くの動植物が生息・生育している。また、夏には多くの人々が海水浴などに訪れる。無秩序な4WD等オフロード用自動車等の乗り入れは動植物へ致命的な影響を与えたり、他の利用者に不快感や危険を及ぼすことから禁止されている。

また、自動車や船舶の海岸への放置は、津波や高潮などの災害時には漂流物となり、保全施設に衝突するなどして損傷させる危険性があり、被害を増大させる恐れがある。よって、このような放置行為も禁止されている。

